

## 鉄門海の『亀鏡志』翻刻

中村 宏  
鹿野 朱里<sup>1)</sup>

### 解説―鉄門海と鶴岡市郷土資料館所蔵『亀鏡志』について

即身仏として著名な鉄門海(一七五九～一八二九)は、宝暦九年(一七五九)に鶴岡大宝寺村(現鶴岡市宝町)に生まれた。安永八年(一七七九)、二十一歳の折りに湯殿山注連寺に入門し、天明八年(一七八八)五月頃、三十歳の折りに湯殿山仙人沢で千日間の山籠修行を開始した。寛政三年(一七九一)には本明寺の住職に就任し、そののち布教活動や社会貢献の活動を展開した。文化四年(一八〇七)の頃より、二度目の千日山籠修行を開始したと推察されている。文化七年(一八一〇)、加茂坂新道(現鶴岡市)の普請を始めた。文化十一年(一八一四)には海向寺の住職に就任した。文化十四年(一八一七)六月、京都の御室仁和寺より「恵眼院」の院号と上人号を授与された。それ以降、鉄門海から恵眼院鉄門上人と名乗っている。そののち海向寺、注連寺などの再建を行い、文政十年(一八二七)には松前において布教活動も行ったが、文政十二年(一八二九)十二月八日、七十一歳で病没した。遺骸はそののち掘り出され、即身仏として注連寺に祀られた。<sup>2)</sup>

『亀鏡志』とは、昭和三十五年(一九六〇)に行われた出羽三山ミイラ学術調査のときに、鉄門海の座布団の下から発見されたものであり、渡部留治編著『朝日村誌(一) 湯殿山』(一九六四年)に翻刻された。そののち行方不明になっていたが、平成二十八年(二〇一六)に鶴岡市立図書館郷土資料館で見つかり、現在も保存されている。朝倉海玄編『湯殿山注連寺 亀鏡志』(湯殿山注連寺発行、二〇一六年)にその影印が載せられて再び翻刻されたが、どちらの翻刻にも間違いが見受けられる。

『亀鏡志』は文化九年(一八一二)五月下旬に、鉄門海と鶴岡藩士の富樫久定が、元禄六年(一六九三)春に記された注連寺の縁起書(著者は宗恩ではないか。これについては後注(29)参照)を「改書」(書き直)したものであり、鉄門海にとって規範となる重要な本であったと考える。彼は文盲であったと言われており、富樫は代筆者であると考えられる。即身仏に関する資料が少ないなかで、鉄門海については比較的資料が残っているが、とりわけこの著書は彼の思想を深く探るための重要な手がかりとなるものである。鉄門海は病死しており自ら即身仏になったわけではないが、即身仏の思想を伝えた代筆者でもあったと言えよう。その意味でもきわめて貴重な資料である。それにもかかわらず、従来の研究でこの資料を本格的に分析したものは見当たらない。<sup>3)</sup>

なお、先述したように鉄門海は文盲であったと言われているが、『亀鏡志』にはいくつかの經典などからの引用文が掲載されている。これはどういうことであろうか。この点に関して寛政三年(一七九一)から同十年(一七九八)の間に、実際に鉄門海に会ったことがある庄内藩士の池田玄斎(安永四・一七七五年～嘉永五・一八五二年)はつぎのように証言している。

鉄門海と云木食の僧ハ無筆なる事弘采録に委しくしるせり、松前侯ふかく信し給ひて其国にも召寄られたるに色々奇瑞あり

しかはいかなる行法そと問給ふに、拙僧ハ元來無筆にて実に一丁字も書得ず、只師より聞たる経文を聊暗誦してわか国の鳥海大明神・月山・湯殿・羽黒・金峯などの神々の御名を数百篇となへ奉るの外なしと答へけるに益その正直を感じさせ給ひしとなん、(後略)<sup>4)</sup>

鉄門海は経文を暗唱していたという。おそらくそれを富樫が書き留めたのではないか。

本翻刻では、凡例のちに『亀鏡志』全文の翻刻文を紹介し、さらに読者の便宜のため、難字については注を施し、経典などからの引用文については、注のなかで現代語訳を掲げた。また、従来の二つの翻刻には間違いが多いため、最後に正誤表を掲げた。

## 注

- (1) 中村宏宏は岩手大学人文社会科学部教授。鹿野朱里は岩手大学人文社会科学部二〇一九年度卒業、盛岡中央高等学校専任講師。
- (2) 『神と呼ばれた木食行者 鉄門海』(湯殿山注連寺発行、二〇一九年) 参照。
- (3) 鉄門海思想については、『亀鏡志』などに基づいて考察した、中村宏・鹿野朱里「鉄門海思想―『亀鏡志』の分析を中心に―」(『アルテスリベラレス』(岩手大学人文社会科学部紀要)「第一二〇号、二〇二二年」岩手大学リポジトリ<https://iwate.repo.nii.ac.jp/>)



鉄門海の思想

鉄門海と、彼の布教活動や事業を継承した鉄竜海(生没年不詳)の盛岡藩領や岩手県域での事跡については、同「岩手県岩手郡岩手町の豊城稻荷神社の鉄門海碑に関する調査報告書」(二〇二二年)・「岩手県盛岡市乙

部の小坂稲荷神社の鉄竜海碑に関する調査報告書」(二〇二三年)

<https://insth.iwate-u.ac.jp/~yasuhiro/retsumonkaikai.pdf>  
<https://insth.iwate-u.ac.jp/~yasuhiro/retsuryukaidai.pdf>



鉄門海碑報告書



鉄竜海碑報告書

を参照されたい。

- (4) 池田支斎『病問雑抄』五十卷、工藤定雄編『酒田市史 史料篇第七集 生活文化篇』一九七七年、二八〇頁。

## 付記

鉄門海と『亀鏡志』についての解説は中村と鹿野、翻刻の凡例は中村、翻刻文と注の作成は中村と鹿野、正誤表の作成は鹿野が担当した。

## 謝辞

『亀鏡志』という貴重な資料の翻刻を許可していただいた鶴岡市郷土資料館には、この場を借りて深く感謝いたします。ありがとうございました。

## 凡例

一、渡部留治編著『朝日村誌』(一) 湯殿山(一九六四年)および朝倉海玄編『湯殿山注連寺 亀鏡志』(湯殿山注連寺発行、二〇一六年)掲載の翻刻を

参考にしつつ、二つの翻刻の誤りの部分を修正し、かつ原本にある振り仮名を補った。

- 一、原文をそのまま翻刻したが、読みやすさを考慮し句読点を補った。
- 二、(一)は二行割りを示す。
- 一、(一)は作成者が加えたものである。主として原文の誤字や誤った返り点の下、または返り点の不足の箇所に入挿した。
- 一、読者の便宜を考え、注を加えた。

## 翻刻

### 〔題簽〕

湯殿山亀鏡志 全

### 〔内題〕

湯殿山 别当注連梵寺

亀鏡志

赤光明院七五三掛坊

### 〔本文〕

亀鏡志

注連寺之新山権現ハ則湯殿大権現にて候。本来之御山を新夕に移故ニ新山権現と申候。弘法大師此山を開き給ふ事ハ八大金剛童子出現して上火之行法を大師ニ授給ふ也（八大金剛童子ハ則湯殿大権現也）。大師ハ教への如く上火を行ひ給ふ也。其上火之檀場に湯殿大権現を勧請し給ふ。則此堂にて候（此寺後に内を見立給ふ

事ハ委キゆへに爰ニ略ス）。湯殿大権現ハ法性法身の大日如来にてまします故に、此堂則法性法身の大日如来にて候。本尊ハ則大師御作之大日如来にて候。御山へ参る事ハ多日の行にて参ル也。暇なき者ハ長き行ハ成難し。行をせざれば参詣ハならん也。此故に五日七日之行にて此堂の本尊を拝し奉れハ、一念の願をとぐる結縁ニ新山に勧請有也。別而ハ女人の爲にて候。其故ハ、上火之行ハ大切なれとも、示を請て女人も七五三を戴くなり。然レ共御山へ参る事ハ不成。御山へ参らざれば、法性之如来を拝し奉る事なし。爾ハ値遇之縁のなき事を愍て、此堂ニ参りぬれば則法性之大日如来に値遇し奉るゆへに、女人を助ケんと思召ス大慈悲の御心にて此所ニ此処ニ勧請し給ふ也。依レ之新山権現と申也。湯殿の行と申事、則上火の行也。惣而火の行を以て一切の行之根本とする事ハ梵天の所作にて候。今此上火の行も世火と上火と内証ハ各別なれとも、是又火の行なる故に軌則を彼ノ土ノ作法ニ准擬ししてしめし置きたまふ也。

一 大師開山之事、瑞夢によると云義と文殊〔珠〕のしめしによると云義と二義あり。今宣る義ハ大師御入唐の時五台川ノ文殊〔珠〕菩薩、大師ニ向て曰ク、日本出羽の国大梵字川の水上、法身之如来鎮座まします山有としめし給ふに依て、御帰朝の後当国ニ下り、大河を尋て酒田の湊ニ着。夫より河を登り給へハ飯盛山と云あり。是最上川と赤川の（大梵字川也）落合にて二ツの大河を見給ふ処也。此所ニ而諸天を供養し給ふ。其供物ニなつらへて飯盛山と云と也（今に至ルまで佛器水瓶を砂山より掘出す也）。其辺りを高野の浜と云也（大師ハ高野山より来り給ふ故也）。此飯盛山ニ逗り給ふ時、巽の山中に光明ありて川に移ル也。依レ之赤川と云なり（此川三ヶ所にて名替。八苦輪川、大梵字川、赤川なり）。此瑞相ニ依て赤川を上り給ふ。五六里あつて阿毗羅畔之五字水の上に浮びたり。是大聖文殊〔珠〕の告給ふ大梵

字と歡喜札拜し則鳥井を立給ふと伝へ云也(其所を大梵字と云又其辺を鳥井川原と今に云也)。亦四五里川を登り給ふ。是山の際なり。又川の落合あり(櫛引川と八苦輪川也)。両の川共に深山より来ル故に、何レの川上ぞと思召て留り給ふ。岩屋あり。細声の岩屋と申也。嶮岩洞に昼ル夜ル独り居給ふ故にあやしくおもひ、往來の人声を細メたる故にほそごへの岩屋と申也。此時種々の奇瑞あり。諸天歡喜し音楽歌舞微妙の音声あり。又鏗冶郎、鏗太郎と云二人常ニ来り、後ニハ白犬と變して大師に先達てけん。その道を通り(今に至ルまで八苦輪川の岸に足跡所々にあり)。艮に當て靈光あり。即八苦輪川を上り給ふ。亦あひらうんけんの五字川にあらわれたり(見付野とて今にあり)。此川を八苦輪川と云事もいわれあり。我等如きの凡夫ハ有為妄想顛倒して常々六趣の輪廻つくる事なし。八苦の世界ニ住ミて出離生死ノ縁なく五慾十惡の罪科ニしつむる也。然ルに一度此御山へ參る輩ハ上火の行をつとめ、外ニハ汚穢不淨の垢を注ぎ、内ニハ六根罪障を懺悔して身心清淨成故に自然天然に八苦の輪廻をつくるなり。法性法身の大日如来の淨土より来ル川なれハ八苦悉く離れ仏土ニ至ル故に八苦輪川と申也。川と云ハ則流しつくす義也。一義ニ云く、山中第一の難所也。翼ハ飛行べし。步行ハ成難し。両の岸ハ高くて十丈二十丈切立たる壁の如し。石高く水深し。波荒く風はげしく、此岩ヲたより彼浪をおとり行ク氣も消、たましひも失、目も闇く息もたへ、無念之内にも南無婦命とひとへに頼む心あり。此時忘(妄)念惑障も忽ニ尽て纏縛出離し、本来の清淨に歸する故に八苦輪川ト申也。如レ斯難所を通り給ふ也。此川の際に白鬚の地藏の岩屋、諸天の岩屋、大仏沢、種々の仏在所あり。次に又川の落合あり。大師留り給ふ大石あり。出離石と云なり。是より御前川と云也。淨土に近キ出離生死の名所也。是より三里程にして対面石とて二ツあり。則権現の座、大師の座也。大師此

処ニ至り給ふ時、守護神(龍神夜叉神)礙をなして留とす。四山鳴動し氷雹石を催。偏ニ黒闇とす。大師ハ石上ニ座し定印に安住し給ふ。暫有て風鎮り天晴四面明か成事元の如し。爾后権現石上ニ現したまふ(八大金剛童子也)。大師ニ向て上火の作法軌則を悉く説授給ふ(此所のふしぎハ秘密故不レ宣)。大師は教の如く其儘立帰り上火行を修し給ふ也。上火の作法ハ甚深秘密の壇の故に灌頂の儀式也。是故に境地をえらむ事第一也。依之高山ニ上て見定給ふ也(則今護摩壇是なり)。則八葉の中台を以て火炬とする曼荼(茶)羅之中央の故に相応之地見給ふ也。則此注連寺之境地ハ八方ニ峯立連り八葉の地也。此故に此所に來り結果し地を地をそ、き、八葉中台ニ壇を立、火炬に定め、金剛童子の教の如く形を改め七五三、冠、上衣、梵天等の軌則を調へ始めて上火を行ひ給ふ也。此時の姿軌則作法を今ノ世ニ伝て以てしめす事に候。其地を灑闍伽水ハ今の三胡水也。其軌則之殘ハ今の七五三懸桜也。其中台の炬壇ニ湯殿権現を勧請して新山権現と示置給ひ候。上火ノ炬壇を見給ふ。高キ山ハ今の護摩壇也。大師ハ末世の爲ニ上火執行の地を見定給ふ時、大魔有て惡氣を出して妨とす。其儘置ハ悪からんと思召て降伏ノ護摩を執行し給ふ也。是を護摩壇と申候。闍伽水ハ独胡加持の水也。今に独胡水と云是也。独胡ハ摧破ノ功あり。魔障を摧伏の故也。護摩壇より此寺中を見れば目前也。

一 三胡水是上火執行の闍伽水にて三胡加持之水也。三胡ハ增長の功あり。延たすくる徳也。依之天下泰平息災増益の護摩所則當寺の旧跡にて候(独古「胡」水ハ護摩壇、五古水ハ地獄ニ有)。此三胡水ニ種々の異事あり。時々天燈下りて水の上を照す事あり。又汚れたる女人の影水ニ移れハ五日七日水不出事あり。又此水之入ル池ニも田にも魚類なし。亦甘露下りて水の辺りの草木にかゝる事年々あり。此甘露下る時ハ独古「胡」水ニも五古水にも必ス

同時二下事誠ニ妙也。大師加持之奇特ならんと也。五古水ハ則五味也。御山之内地獄ニあり。五古ハ則五仏五方ニて五味也。地獄餓鬼畜生修羅人道之五趣之有情を度セン為也。大師之加持水ハ以上三ヶ所也。又護摩所ハ二ヶ所也。謂護摩壇と当寺となり。降伏(護摩壇)、息災増益の上火執行(当寺なり)此外ニなき也。

此網中ニ五ヶ村あり。関谷、上村、中村、七五三村也。四ヶ村の者ハ鳥獸を食す。七五三村の者ハ同火をも食すれハ必ず悪し。此故ニ汚敷時ハ輕井沢ト云ニ澆有。此水を汲て家内又身ニ灑クナリ。皆三古水を以て常に用ルゆへ也。

一 七五三懸桜、湯殿山上火別行の根本にて候。大師上火執行の軌則作法を殘し置給ふ印の木也。此桜に印し置給ふ故に、今の世に至ルまで多くの人に示し与へて性身の大日如来を押し奉り二世の願をとぐる也。依之此三古水と七五三懸桜ハ別行の根本、当寺の元祖にて候。

一 梵天是ハ幢旗也。梵世に准擬する謂ニ而梵天と云也。七五三も又彼土の行者ニ准ス。梵世ハ世火也。此行ハ上火也。内証ハ各別なれとも共に火ノ行成故に外儀ハ相准ス。下モに宣如く、或人の云、此行ニ付て一切の道具食物をも名を別に呼事いかんと云に、是所謂別行と云ニ付て後の人才覚ならんとなり。

一 上火とハ甚深秘密(密)之奥義、附法相承之火にて候。此上火の行を則湯殿山之別行と申候。依之他山他寺ニ無之義は漸々申來ル通也。就レ之世に誤る事多き故に略可レ宣レ之。先常住之火と云有。是世間之常住ニて無常之火なり。他山に有之。是上火と心得べからず。今此上火ハ為上之上火也。最上之上火也。無有上之上火也。又切火ト云ニ付て紛事あり。在家飯爾ニ火を改ル。是切火也。亦榆柳之火(春ハ榆柳ノ火、夏ハ東束(東束)杵ノ火、季夏ハ桑垢火、秋ハ禰櫛ノ火、冬ハ槐檀ノ火)是切火也。大峯役之行者の石中より切出したると云鑽火あり。或所ニハ不動之

肘を切て出したると云鑽火あり。如斯き火と云事多し。今此上火をもきり火と云名有事ハ、法身ノ智火とハ凡見ニ不レ及、唯仏与仏之照見火なるを大師感得有て、自性本具之火ヲ衆生に授与し給ハ改たる理也。是ゆへに切火之名あり。然レ共法身自性を改メざる火の故に上火也。此理りを不レ弁、きり火と云名に迷ふて、或ハ寺社之火ハ此行者も不苦杯ト云て妄りに用る事あり。是上火と云元を不知ゆへ也。深達の人あらハ自制して元にかへるべし。湯殿山之上火ト云、切火と云、全く一火にして法身之智光也。十地因滿之菩薩も見聞する事なき微妙幽玄の火也。然ルに大師ハ五濁惡業之有情も自身本具之智光ニ契達する事ハなく、無明の闇夜に淪事をあわれミ、仏智深奥の火を授け給ふ也。然レハ則此行を脩する者ハはげますして自然に法性法身之智鉢ニ至ルと可知也。然ル処に我等如きのあさく敷心にて、切火と云にまぎれて寺社の火杯を以ておろそかに行をすと聞る。是不レ勤にハしかし。切火ノ名も中興以來ならんか。当寺之火ノ証文にハ上火と斗ありて鑽火の名ハなきなり。但法身之智火ト云事誤り思ふ事なかれ。何そ輕々敷義を以て大師一法之建立し給はんや。

一 十王峠古來湯殿山之一ノ関と申也。是当山ハ晏茶(茶)羅之標識ニて十界具に備へたるゆへに五道之大臣、十殿之主宰、双王之在所を表に顯し候故ニ当寺之旧規なり。

一 大師当寺に住し給ふ事ハ上火執行也。然レハ御装束常に替るべし。然ルに今開山堂之御影ハ常之御姿也。いかんと云に或人語て云、八大金剛童子現瑞の像か上火行の姿成ゆへに自身ハ不改、常之姿ニなし置給ふと也。実ニしかるべし(往古にハ八大金剛童子之像権現堂にあり)。扱今有御影ハ天正之頃再興にて多く朽損けるを造り継、御手膝所ニ新敷也。彩色等も田舎故に元に不レ似事と也。

一 或人云、此行之初に垢離をして身を浄メ、亦上火ニ付ゆへに平

火を断て、上衣、冠り、七五三を着し、上火を食する。於レ理しかるべし。其上に又日を重ネ断食し或ハ塩を断、又日ミ百度千度垢離を重事いかんと云に謂、垢離を重ネ断食し塩断してはけむ事、信心勇猛故にて勤也。ケ様之事も仏の説にて候。

蘇婆呼經云、金剛菩薩之曰、念誦之人起首して求ニ悉地者ハ応レ具ニ八形（戒）一、或ハ二三日又須ニ断食一、然して後作ニ成就之法一。我所レ出之語ハ不下為ニ心淨ニ故教て令中斷食上。但し衆生ハ以レ皮纏縛血肉髓腦肝膽腸胃心腎脾肺脂膩痰膜尿管種々の穢物を常に流て不レ停。如レ是身ハ地水火風飯に合し成立。如三四ノ毒蛇を置一ノ箱一。欲レ令ニ彼等之尿管涕唾之臭穢不レ出、故為に遣ニ断食。非（下）為レ妨（レ）道之一（取る）〔而〕遣（レ）断已（上）と。穰塵利童子經曰、修行者欲ニ成就ニせん此法一、先断ニ五辛一、不レ食レ塩不レ食レ油、断レ語を於一之淨所、三時澡欲し三時換レ衣、結レ印誦ニ隨心之真言一萬遍一、則行法成就ス。於ニ一切之事一必獲成就矣。瞿薩經云謂、換レ衣是外潔、断レ食是内きよし。若内外淨きよけれハ所レ得之果報微妙第一。

生を受たる身ハ、皮ひとへを以て筋骨肉、其間ニハ臟腑有て食物を包ミ置、其食熟して尿管涕唾津痰口ニ出、耳目之汁滓、身ニハ汗液間なく出ル也。ケ様成臭キ穢を洗淨メ仏前に可向。故に殊ニ仏の説キ給ふ也。断食塩断ハ不淨を出スまじき為也。況又五辛肉食杯ハ罪障の極ニ成べし。可ニ禁示一之第一也。依之当寺古來之書ニハ、此上火之行を授る前行之時、三帰五戒を授て五辛酒肉を禁制する也。今時ハ翻レ之酒興を催ス同行を誘ク也。願クハ内外清淨ニ信心を以て勤たき事也。又断食も偏ニ臭汚のなき為斗にもあらず。西域伝ニ南海之浜に有ニ山寺一。觀世音菩薩常ニ止ニ其中一給ふ。隨而念スル者あれハ、隨而応ずる事如レ響。無ニレ不（二）感起一。若山寺に至て断食を七日すれハ、則見ニ聖

者一親為に説法す。良々以てすれハ、断食ハ心猛成か故に使ニ感見通明一也。是猛キ心ヲ以て強勝に修すれハ、寢食を忘レ、然レハ則感応可レ爾なり。

一 因書ス。大師此寺ニ留り給ふ印ニ古キ書に三十三尊廿一種と云事あり。万般に御手をつけ給ふ物又ハ旧跡までを其種類とすれハ、三古水、七五三懸桜ハ寺内之旧規也。縦他所に有之旧跡成共開闢之時分は皆以て当寺之旧跡と成べき間、飯盛山、大梵字川、鳥井河原、細声の岩屋、見付野、出離石、対面石、五古水、護摩壇、独古水、是皆大師之御跡也。又御袈裟（小五条蜀江ノ錦也）、御將來之須弥之図（此二ツ今にあり）、又上火を執行し給ふ時之上衣ハ中頃迄有レ之よし、当寺之筆跡あり。然レハ七五三、冠、梵天等も可有。是其数とすべし。其外ニ理趣經、大黒天之板、六字之板（劍ノ名号）、此三種も二十一種の内成べきか（今に有）。亦三十三尊ハ権現堂之本尊大日如来（則今の本尊也。是破損して貞享之年京にて再興ス）。上品之弥陀如来（文和年中之火事に此仏即時に失せ給ふ。後堂再興之時出給ふ也。今にあり）、不動明王（此明王ハ今他所ニアリ）、三面大黒天、不動絵像（今にあり）、扱五智ノ如来（古へに有之。今ハ其堂地斗也）、八大金剛童子之像（此像古來権現堂之内ニ有之事、往々之書に残りあり）、此外ニ彼是といへ共多くハ名も儘ならず。兩度之失火、亦乱世の時失む。

一 今ノ二王、鐘、位牌堂ハ新造也。昔之仁王門之立所今ニ残れり。位牌堂之事沙汰無之といへ共日牌月牌之帳あり。鐘の事往古之鐘（文和ノ年炎上ニ池ニ入て不出）、我先住宗察上人鐘無之事を憂て鑄造せんと思ひ、古キ鐘を見給ふ時、鐘の名作の草案悉く破れて少し残有。謂、奥州出羽之安（按）察使兼右大弁從四位下大伴ノ宿禰武蔵守国光公、苅田之郡ニ住し鐘を当寺ニ寄ス也。二百余年にて破摧す。絶タル事尚し。其跡ヲ補鑄レ之也。住持幸

存坊法印道融、宝治之年也。是を求出して適悦無<sup>レ</sup>限也。其道融鑄造之鐘は文和年中ニ火失あり、寺内不殘鐘も池ニ沈入ル也。自爾以來鐘無<sup>レ</sup>之。依之宗察是を造らんとおもひ、試に先ツ小鐘を鑄て翌年は企ルに至て有<sup>レ</sup>障、所願不<sup>レ</sup>満して同年七月化し給ふ也。爰ヲ以テ子貞享乙丑年七月廿八日於<sup>ニ</sup>越後之國妻有之庄水沢村一鑄<sup>ニ</sup>造之<sup>一</sup>畢。則今之鐘也（其文和之火に権現堂残り、上品之弥陀、大日如来残り給ふなり）。其後文祿元年之冬臘月十七日権現堂焼失ス（此時上品之弥陀失ス。大日如来の事沙汰なく知ぬ。破れて器ニ入て置ならん）。而<sup>レ</sup>后寛永廿年之頃、住持宗長法印、藤堂大學頭殿之助力を以て造興ス。地形之時件の炭灰の上ニ上品之弥陀出現す。遠近之貴賤感動ス（今現に在スなり）。扱大日如来ハ悉く損シ在ス。貞享之年於<sup>ニ</sup>三京都一<sup>一</sup>再補奉り、今権現堂ニ安置ス。如斯火難或ハ乱国ニ少々残り有も不思議也。又元祿四年六月廿三日之夜寺院回祿ス。法具世具皆失ス。雖<sup>レ</sup>然本尊并什物之櫃出ル。堂社ハ無難。

一 観音堂、此本尊ハ林丘寺之宮の御作也。寛永法皇之御姫宮ニて緋の宮と申奉る。修学寺之山内ニ御殿有、林丘寺比丘尼御所也。法之御諱ハ照山元瑤と申奉り、寛永法皇ハ後水尾院也。御母公ハ御櫛笥公、御法名ハ逢春門院也。貞享丙寅之年ニ御父王之第七回忌、御母公之御一周忌也。両尊靈御菩提ニ一會（夏）九旬以<sup>ニ</sup>三椽<sup>一</sup>葉<sup>一</sup>観音之名号を書抹して香トシ膠漆を以て和埋して、立像三寸之正観音數十軀造し給ふ也。此年住持宗恩上京して上人号を奉願参内す。有<sup>レ</sup>縁林丘寺之御殿ニ被召出なり。依之香仏之観音奉<sup>ニ</sup>頂戴<sup>一</sup>、両尊靈之御法名御真翰を以て被<sup>ニ</sup>成下<sup>一</sup>なり。則<sup>レ</sup>歸寺而堂を建奉<sup>ニ</sup>安置<sup>一</sup>。両尊靈の御位牌を本尊之両傍に奉備<sup>ニ</sup>奉備<sup>一</sup>ハ畢ぬ。

一 此寺往古ニハ出羽守長盛公之時、田面六千疋之黒印なり。兵乱ニハ二騎之馬上兵士ヲ出スト也。其出陣之者之子孫今に有。宮田

供田等之名田あり。其黒印ハ正保之年失ス。長盛公之後代ニも寺領ノ事度々あり。乱逆之時、無住持之事多き故に終に寺領失ぬ。右は権現堂香花之者之時々参詣之貴賤旧規古来を回尋る者あり。欲<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>之。膺<sup>ニ</sup>理<sup>一</sup>になり。則採<sup>ニ</sup>三<sup>一</sup>摘古キ書<sup>一</sup>（一）与<sup>レ</sup>之。是豈掩<sup>ニ</sup>耳<sup>一</sup>之為<sup>ニ</sup>二面印<sup>一</sup>や。元祿六年之春也。

文化九年五月下旬改書ス

鶴城ノ士 富樫久定

木食行者 鐵門海

注

- (1) 上火之行法：上火をきり出す作法。上火とは一世行人によつてきり出された清浄な火のこと。なお、羽黒山では常火と言う。
- (2) 法性法身の：真理を身体としている永遠の
- (3) 値遇：仏に会うこと。
- (4) 世火：世俗の火。
- (5) 阿毗（毘）羅阇欠：胎藏界大日如来の真言。
- (6) 有為妄想顛倒して：因縁によつて作り出された現象界で妄想を働かせ、真理にもとつていて
- (7) 六趣：地獄・餓鬼・畜生・阿修羅・人・天の六道のこと。
- (8) 炬壇：護摩木をたく炬を置いてある壇。
- (9) 八葉の中台：胎藏界曼荼羅の中央にある、八葉の蓮華を四角に囲んだ区画の中心部。
- (10) 閻伽水：仏に供える水。
- (11) 別行：特別の行法。
- (12) 二世：現世と来世。
- (13) 幢旗：旗の一種。

- (14) 梵世：欲界・色界・無色界の三界のうちの色界の諸天（姪欲と食欲をばなれた生きものが住む世界）のこと。
- (15) 附法相承：伝授された教えを受け継ぐこと。
- (16) 智火：智慧のこと。煩惱を焼きつくすのを火にたとえたもの。
- (17) 十地因満之菩薩：菩薩の修行のうちの、十段階をきわめて最高の境地に達した菩薩。
- (18) 闕：木戸（要所の門）のことか。
- (19) 五道之大臣：地獄にあつて、五道の衆生の罪を裁く閻魔王の臣下。
- (20) 垢離：身心の垢を落として清めること。
- (21) 平火：日常使う火。
- (22) 蘇婆呼經：『蘇婆呼童子請問經』（大正新脩大藏經）第十八卷、密教部、八九五）のこと。輸波迦羅（六三七―七三五）が唐の開元十四年（七二六）に訳したもの。引用箇所現代語訳は以下の通り。
- 金剛菩薩が言うことには、「心に仏を念じ、口に經を唱える人が、思い立って悟りを求めるには、八形（八戒の誤り）を身につけるべきである。場合によっては二、三日間、さらに断食を行うべきである。そこではじめて成就へと向かうことができる。私が語った言葉は、心を清浄にするために断食をさせようとして教えているわけではない。ただ、衆生は皮膚によつてたばねられて、血・肉・髓・脳・肝臓・胆嚢・腸・胃・心臓・腎臓・脾臓・肺・脂膩・痰・膜・尿・尿などの液やこれらから出る液など、さまざま穢いものが常に身体の中を流れている。このような身は、地・水・火・風が仮に合わさつて出来たものである。それはちようど四匹の毒蛇を一つの箱の中に閉じ込めておくようなものである。衆生に、尿・尿・涕・唾などの臭い穢れを外に出させないために、断食をさせるのであつて、決して仏道を妨げようとして断食をさせるのではない」と。
- これは、原文（『蘇婆呼童子請問經』卷中）のつぎの二箇所をつなぎ合わせたものである。「念誦人起首求悉地者、必具八戒、或二三日亦須断食、然後作成就法。」「我所出語者、不為心淨故、教令断食。但諸衆生、以皮纏縛血肉隨腦肝膽腸胃心腎脾肺、脂膩痰膜屎尿、種種穢物常流不停。如是之身地水火風仮合成立。如四毒蛇置之。一篋。欲令彼等、屎尿涕唾臭穢不令出故、為遣断食。非為妨道而遣断已」。ここから、『亀鏡志』本文の「八戒」は「八戒」の誤りであることがわかる。
- (23) 穢塵利童子經：『觀自在菩薩化身糞穢曳童女銷伏毒害陀羅尼經』（大正新脩大藏經）二十一卷、密教部、一二六四）所収の『仏説穢塵利童女

經』のこと。『觀自在菩薩化身糞穢曳童女銷伏毒害陀羅尼經』は、西域に生まれて長安に入り、密教經典を多数翻訳し、空海も私淑していた不空（七〇五―七七四）が訳したもの。引用箇所の現代語訳は以下の通り。

修行をする者が行法を成就しようとするならば、五種類の臭味のある野菜を断ち、塩と油とを口にせず、清浄な場所においては言葉を発せず、一日に何回か水浴し、何回か衣を替え、手に印を結び、心からの真言を口で一萬回唱えることである。そうすれば行法は成就し、その上で行つた一切の事は、必ず成し遂げることができる。

原文は「修行者欲成就此法、先断五辛亦不食塩不食油、断語於一淨処、三時澡浴三時換衣、結印誦隨心真言滿一萬遍、則行法成就。復作一切事必獲成就。」

- (24) 瞿瞿經云謂：ここでの引用は、頼瓊撰『薄草子口決』（大正新脩大藏經）第七十九卷、統諸宗部、二五三五）第十三から孫引きしたものである。頼瓊（一二二六―一三〇四）は紀伊那賀郡の豪族で、奈良で顯教を学んだのち高野山、仁和寺などで真言を学び、新義真言宗を別立している。『瞿瞿經』は、不空が七四六―七七四年の間に訳したもの。引用箇所の現代語訳は以下の通り。

衣を換えれば、外側が清潔になり、断食を行うことで、内側が清潔になる。もし内側と外側とがともに清浄になれば、それによつて得られた結果は、この上もなく深遠で優れたものとなる。

原文は「瞿瞿經中云、換衣是外潔、断食是内潔。若内外淨潔、所得果報微妙第一。」

- (25) 三婦：仏・法・僧の三宝に帰依すること。

(26) 西域伝二：ここでの引用は、唐の道世（？―六八三）編『法苑珠林』（大正新脩大藏經）第五十三卷、事彙部・外教部・目錄部、二二二二）第六十から孫引きしたものである。『法苑珠林』は、六六八年に成立した中国最大規模の仏教百科全書で、日本でも奈良時代以来重宝され、典籍の孫引きにも使用されている。康暦三年（一三八一）に五山で版行され、江戸時代にも版行されている。引用箇所の現代語訳は以下の通り。

南海に面した海岸に山寺があり、その中には常に觀世音菩薩がとどまっていられしや。菩薩に従つて念ずる者がいれば、響きのようにならぬに、感じて、こちらにいらつしやらないことはない。もし山寺に来て断食を七日間すれば、聖者とお会いし、直接に説法をしていただける。断食は心が勇猛だから出来るのであつて、それを行えば、聖者と感見して説法に通暁することが出来るのである。



- 原文は「案西域伝、南海之浜有山寺、觀世音菩薩常止其中。随有念者隨心如響無不感赴。若至山寺断食七日、即見聖者親為說法。良以断食心猛故使感見通明」。これと『龜鏡志』本文とを比べれば、「使感見通明也」までが引用部分であることがわかる。
- (27) 日牌月牌：日牌は位牌の前で毎日供養すること。月牌は月命日に供養すること。また、その位牌。
- (28) 文和ノ年：一三五二〜五六年の間。
- (29) 我先住宗察上人：後出する注連寺住持を生存の時代（括弧内）順に並べると、道融（宝治年間・一二四七〜四九年）、宗長（寛永二十・一六四三年）、宗察（我先住）、予（貞享二・一六八五年、元禄四・一六九一年、元禄六・一六九三年）、宗恩（貞享三・一六八六年）となる。予と宗恩の年が重なっており、かつ宗恩の「参内」が平出になっている（二五頁上段二三〜二四行目）ことを考えると、予と宗恩は同一人物か。そうだとすると、『龜鏡志』のもととなった注連寺の縁起書は宗恩によるものと考えられる。
- (30) 鐘：方形でふたがついている底の浅い祭器。
- (31) 大伴宿禰武藏守国光公：伴国道（神護景雲二・七六八年〜天長五・八二八年）のことか。
- (32) 宝治ノ年：一二四七〜四九年の間。
- (33) 貞享乙丑年：貞享二年（一六八五）。
- (34) 文禄元年：一五九二年。
- (35) 寛永廿年：一六四三年。
- (36) 藤堂大学頭：津藩二代藩主・藤堂高次（慶長六・一六〇二年〜延宝四・一六七六年、在任は寛永七・一六三〇年〜寛文九・一六六九年）のこと。
- (37) 貞享之年：一六八四〜八八年の間。
- (38) 元禄四年：一六九一年。
- (39) 回祿：火災。
- (40) 林丘寺之宮：林丘寺宮、また緋宮（朱宮）。後水尾天皇（慶長元・一五九六年〜延宝八・一六八〇年、天皇在位は慶長十六・一六一一年〜寛永六・一六二九年）の第八皇女・光子内親王（寛永十一・一六三四年〜享保十二・一七二七年）のこと。林丘寺は修学院離宮内にあり、後水尾上皇の死後、朱宮御所（内親王のために造営）から改められたものである。
- (41) 修学寺：修学院離宮のこと。
- (42) 御柳筒公：後水尾天皇の後宮・柳筒隆子（慶長九・一六〇四年〜貞享二・一六八五年）。

- (43) 貞享丙寅之年：貞享三年（一六八六）。
- (44) 一會（夏の誤り）九旬：僧が安居（各地に遊行せず一か所に留まること）の修行をする陰曆四月十六日から七月十五日までの夏の九十日間。
- (45) 出羽守長盛公：大宝寺長盛。出羽の大泉庄の地頭・武藤氏の後裔とされる。南北朝期に長盛が大泉庄内に大宝寺城を構えて居住した。
- (46) 黒印：黒印地（黒印を押しした文書によって、その所領であることを認められた土地）のこと。
- (47) 正保之年：一六四四〜四八年の間。
- (48) 香花之者：仏に香や花を供えに来る人。
- (49) 掩耳：耳をおおうこと。
- (50) 元禄六年：一六九三年。
- 正誤表（煩雑さを避けるため、大きな間違いのみを記した。）

○渡部留治編著『朝日村誌（一） 湯殿山』（一九六四年）

箇所	誤	正
2頁上段4〜5行目	則此堂にて候。	則此堂にて候（此寺後に内を見立給ふ事ハ委キゆへに爰ニ略ス）。
同6〜7行目	御山え来る事は	御山え参る事ハ
同25行目〜下段1行目	飯盛山と云也	飯盛山と云と也（今に至ルまで佛器水瓶を砂山より掘出す也）。
2頁下段11〜12行目	番治郎番太郎と云二人常に来り後ろには白犬を變じて大師に先達てけり。	又鑊治郎、鑊太郎と云二人常ニ来り、後ニハ白犬と變して大師に先達てけん。
同12〜13行目	八久輪川の岸に	八苦輪川の岸に
同17行目	一度此御山へ来る輩は	一度此御山へ参る輩ハ
同26〜27行目	白髭の地藏（さがみのぢぎう）	白髭の地藏
3頁上段4行目	天晴れ四面明か成事元の如し	天晴四面明か成事元の如し。
同5行目	悉く説き授け給ふ。	悉く説授給ふ（此所のふしぎハ秘密故不宣）。

同13～14行目	簡所	今之三胡也。誤	今之三胡水也。正
同27行目		草木にかゝる年々あり。	草木にかゝる事年々あり。
3頁下段1行目		地獄餓鬼畜生修羅人	地獄餓鬼畜生修羅人道
同5行目		此大網中に五ヶ村あり。	此網中二五ヶ村あり。
同		下村、	七五三村也。
同6行目		七五三掛の者は	七五三村の者ハ
同7行目		家内乃身に灑くなり。	家内又身二灑くなり。
同12行目		生身の大日如来	性身の大日如来
同25～26行目		無上々の上火也	無有上之上上火也。
同28行目		秋は口槍の火。	秋ハ欄橋ノ火、
4頁上段5行目		不苦杯と云て	不苦杯ト云て
同9行目		無明の闇夜に沈む	無明の闇夜に淪
同13行目		是不動には志かじ	是不動にハしかし。
同16行目		湯殿山之一の木戸	湯殿山之一ノ関
同20行目		成人語て云、	或人語て云、
同23行目		造り続、	造り継、
同26行目		浄衣	上衣、
4頁下段2行目		又頂断食	又須断食、
同4行目		肝腸	肝腸腸
同6～7行目		兆為妨道之遺断食已ト。	非為妨道之遺断食已ト。
同8行目		一一之浄所	一之浄所
同9行目		随心之真言一万遍	随心之真言一万遍
同		必獲成就矣	必獲成就矣。
同10行目		クケイ経曰。	瞿薩経云謂、
同18行目		信心を以て勤たき事也。	信心を以て勤たき事也。
同23行目		感應しかるべからず。	感應可爾なり。
同27行目		当寺之旧跡と成べき也。	当寺之旧跡と成べき間、
同28～29行目		小五条蜀紅の錦也	小五条蜀江ノ錦也
5頁上段3～4行目		権現堂にて本尊大日如来	権現堂之本尊大日如来
同4行目		真享の年	真享之年
同5～6行目		後再興の時出で給ふ也	後堂再興之時出給ふ也。今
同9行目		両度の火災亦乱世の時失えり。	両度之失火、亦乱世の時失む。

同11行目	簡所	日牌之帳あり。誤	日牌月牌之帳あり。正
同12～13行目		古き籠を見給ふ時	古き籠を見給ふ時、鐘の
同19行目		予貞享乙丑	予貞享乙丑年
同20行目		鑄造之	鑄造之畢。
同22行目		沙汰なく知れず。	沙汰なく知ぬ。
同24行目		遠近之貴賤	遠近之貴賤
5頁下段1行目		林丘寺比尼御所也。	林丘寺比丘尼御所也。
同2行目		寛永法皇は後水尾院之御母	寛永法皇ハ後水尾院也。御
同3行目		公は御櫛笥公	母公ハ御櫛笥公、
同		御父王之第七回忌之	御父王之第七回忌、御母公
同5行目		有縁	一會九句
同11～12行目		乱連の時無住之事多き故に	乱連之時、無住持之事多き
同13行目		則採摘古書授之	故に
同13～14行目		是豈掩耳之。為面印也	則採摘古キ書与之。
同			是豈掩耳之為面印や。

○朝倉海玄編『湯殿山注連寺 亀鏡志』(湯殿山注連寺発行、二〇一六年)

同19行目	簡所	五胡水必ず同時に下る	五胡水にも必ず同時二下
同4行目		此時の姿軌則作法を今の三胡水也。	此時の姿軌則作法を今ノ世ニ伝て以てしめす事にて候。其地を灑關伽水ハ今の三胡水也。
62頁下段3行目		七五三冠、	七五三、冠、
同18～19行目		天晴四面明かに成事元の如し、	天晴四面明か成事元の如し。
同		八苦輪川と申也。	八苦輪川と申也。
同5行目		川ならば	川なれハ
62頁上段2行目	誤	一度此御山へ参る輩は	一度此御山へ参る輩ハ

同24 25行目	簡所	誤	正
息災增益の上火執行の(当寺なり)。此外になき也。	息災增益の上火執行(当寺なり)此外になき也。		
63頁上段2行目	七五三掛の者は	七五三村の者ハ	
同18行目	依之他寺に無之儀は	依之他山他寺二無之儀は	
同22行目	無有上々の上火也。	無有上之上火也。	
同25行目	大峯役に行者の	大峯役之行者の	
63頁下段4行目	改めざる理也。	改たる理也。	
同7行目	不苦杯と云て	不苦杯ト云て	
同11行目	無明の闇夜に沈む	無明の闇夜に淪	
同17行目	鑽火の名ははきなり。	鑽火の名ハなきなり。	
同19行目	湯殿山の一の木戸	湯殿山之一ノ関	
同24 25行目	自信は改めず常に御姿になし置給ふとなり。	自身ハ不改、常之姿ニなし置給ふと也。	
64頁上段3行目	田舎に	田舎故に	
同8行目	ケ様之も仏の説にて候。	ケ様之事も仏の説にて候。	
同11行目	又頂断食。	又須断食、	
同16行目	兆為妨道之遣断已。	非為妨道之遣断已と。	
同18行目	三時澡欲し	三時澡浴し	
同19行目	隨心之真言一万遍	隨心之真言一万遍	
同20行目	必獲成就矣	必獲成就矣。	
同	瞿□經云謂。	瞿醯經云謂、	
64頁下段3 4行目	五辛肉を禁制するなり。	五辛酒肉を禁制する也。	
同11行目	大師此寺二溜り給ふ印に	大師此寺二留り給ふ印に	
同13行目	三古水七五三懸桜は寺内之旧記なり。	三古水、七五三懸桜ハ寺内之旧規也。	
同16行目	小五条濁紅の錦也	小五条蜀江ノ錦也	
同20行目	六寺の板	六字之板	
同23行目	堂再興の時出で給ふ也、	後堂再興之時出給ふ也。	
65頁上段2行目	兩度の失火災	兩度之失火、	
同6行目	我先住宗察上人	我先住宗察上人	
同7行目	古き籃を見給ふ時	古キ籠を見給ふ時、	
同14行目	予貞享乙丑	予貞享乙丑年	
同15行目	鑄造之早。	鑄造之畢。	
同19行目	住持宗長印	住持宗長法印、	

65頁下段1行目	簡所	誤	正
同2 3行目	林丘寺比尼御所也。 寛永法皇は後水尾院之御母公は御櫛笥公	林丘寺比丘尼御所也。 寛永法皇ハ後水尾院也。御母公ハ御櫛笥公、	
同13行目	乱運の時無住之事多き故に	乱逆之時、無住持之事多き故に	
同15行目	是豈掩耳之為面印也。	是豈掩耳之為面印や。	